介護保險



…社会全体の支え合いの制度である介護保険の運営を 将来に渡り安定・充実させるため、保険料や制度の見 直しを3年ごとに行います。

3年前と比べ…

(羽曳野市)

- 65歳以上の人口 約3,500人(13%)增
- ・介護サービス給付費 年約 15 億円 (21%) 増

今後 元気に過ごされる高齢者を 増やす取り組みが必要



▶介護保険料の改定

※保険料は3年間(平成27年度~29年度)同負担割合

→ 7 月中旬に 「平成 27 年度納入通知書 (介護保険料額決定通知書)」 を送付します。 < 65 歳以上>

制度改正による変更事項(8月1日~)

●利用者負担が一定以上の所得のある方は2割に

65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方については、介護サービスを受けたときの 利用者自己負担割合が1割から2割に変更されます。

●介護保険負担割合証を認定者に新たに発行

平成27年7月下旬に、介護認定者全員に負担割合(1割または2割)を示す「介護保険負担割合証」 (水色)を送付します。8月から必ず保険証と一緒にご提示ください。

- ■高額介護サービス費等の限度額の変更
- ●高額医療・高額介護合算制度の限度額の変更(70歳未満)
- ●低所得の施設利用者の食事・居住費の補助の適用要件

詳しくは納付書に同封のチラシをご覧ください。

★介護の保険証の色が変わります

6月より新たに発行する場合に限 り、保険証が黄色に変更となりま す。保険証は必要時に発行をして いますので、現在お持ちのオレン ジ色の保険証はそのままご使用い ただけます。



②&公 ~教えて!介護保険のこと~

- Q.7 月に届いた納入通知書ですが、毎年同じ年金収入額だ けなのに、4月・6月・8月と比べて介護保険料が多く引 かれます。なぜですか?
- A. 27年度保険料と26年度保険料に変更がありました。 同じ年金受給額の方なら27年度保険料が高くなるた め、年金天引き額も高くなっています。なお、4月・6月・ 8月は26年度保険料ベースで計算(仮算定)を行い、 今回の27年度年間保険料の決定を受け、仮算定額を 差し引き、残額を3回(10月・12月・2月)で年金天 引きをします。
- ○. 私は将来において介護保険を利用しないので、保険料は 払いたくないのですが。
- A. 介護保険制度は、皆さんで保険料を出し合い、社会全体 で支え合う仕組みになっています。保険料を滞納してい ると、滞納期間に応じて費用の全額を一旦利用者が負 担し、市に申請して払い戻しを受けたり、長期化した場 合は利用者負担額が3割や、高額介護サービスなどの 給付が受けられなくなります。

- Q. 保険料はどのように決まるのですか? 市により違うのですか?
- A. 40 歳以上の皆さんが納めていただいている保険料以 外に、公費(国・府・市)でまかなわれています。 皆さんの保険料は次の計算式で算出されます。

市の必要な介護

65 歳以上被保 サービスの総費 🗙 険者の負担割合 ᅷ 険者の人数 (羽曳野市 22%)

65 歳以上被保 (羽曳野市在住)

基準額年額 (73,920円)

このため、市により保険料は異なります。(※このたびの介護 保険料の段階設定は、低所得者の方には負担軽減、高所得 者の方には所得に応じた保険料負担を求めています。)

- ○. 年金から天引きされる事が、納得いきません。 止めてもらえませんか。
- A. 介護保険料は年金が年間 18 万円以上ある方 (一部の) 例外を除く)は、年金から天引きすることになっており、 止めたり納付方法を変更する事はできません。年金で 保険料を確実に納付いただく事で、負担の公平性を確 保し、安定したサービスを提供できる介護保険制度が 成り立っています。

<問合せ> 高年介護課 ☎ 958 - 1111 (内線 1371・1395・1399・1370)